

平成26年3月20日

枚方市議会議長  
有山正信様

総務常任委員会  
委員長 堀井 勝

### 総務常任委員会事件審査報告書

本委員会は、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成26年3月20日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第124号	枚方市文化芸術振興条例の制定について	原案可決とすべきもの
議案第142号	負担付き寄附（美術館の建物）の収受について	原案可決とすべきもの

## 委員長報告参考資料

### 1. 議案第124号

#### (1) 主な質疑項目

- ・ 本条例案の策定経過について
- ・ 本条例制定の効果及びその検証について
- ・ 文化芸術の振興に関する条例策定審議会の答申の位置付けについて
- ・ 本条例案における文化芸術の内容について
- ・ 文化芸術施策の積極的な取り組みの必要性について
- ・ 市民感覚を踏まえた文化芸術に対する支援の在り方について
- ・ 本市において市民の文化芸術活動が活発であるとする根拠について

#### (2) 討論要旨

##### [木村亮太委員]

本委員会に付託された議案第124号 枚方市文化芸術振興条例の制定についての採決に当たり、賛成の立場から討論を行います。

高度経済成長社会から成熟社会へと移行する中、人々の価値観は多様化し、物質的な豊かさだけでなく、精神的な安らぎや潤いのある生活など心の豊かさを重視する傾向が年々強まっています。一方で、高齢者の孤独死や、引きこもり等の子ども、若者の増加が社会問題となっています。

さきの議員研修会で本市の市政アドバイザーの平田オリザ氏が述べられていましたが、文化芸術は、さまざまな社会問題を解決するツールとなり得るものであり、このような社会状況下で、本市が心豊かで魅力あるまちづくりを進める上で大切な役割を果たすと考えます。

また、諸外国の成熟した都市を見ますと、その地域で育まれてきた文化や芸術をまちづくりの大きな柱とし、それがほかとは違うまちの特色となっています。そして、文化芸術があふれる魅力あるまちには、人々が集まり、また、多くの人々が訪れ、さらなるまちの発展につながっています。

本市においても、50団体、1,500人を超える会員を擁する合唱協会、34団体、1,000人を超える会員を擁する吹奏楽協会などにより、文化芸術活動が活発に行われており、本市の特色の一つとなっています。このような現状を踏まえ、あえて条例を制定し、文化芸術の振興を進める必要性について疑問視する声もありますが、文化芸術活動に触れることのない人や子どもたちにそのすそ野を広げていくことや、居場所づくりという社会包摂性の観点からも、条例の必要性は一定理解しました。

なお、条例制定に対しては、その条例内容について市民の理解を得られておら

ず、時期尚早ではないかとの意見もありましたが、文化芸術の振興に関する条例策定審議会において議論がなされ、また、この審議会の答申に基づき整理した条例規定事項に対して、市民や事業者の皆さんからの意見募集、パブリックコメントが行われており、総数で283件もの意見が寄せられています。そのパブリックコメントや市議会からの意見を踏まえ、条例の対象範囲が「芸術文化」から、文化を広くとらえることのできる「文化芸術」に修正されており、このように市民や議会の意見を真摯に受け止める姿勢は一定評価できるものと考えています。

また、条例制定後、具体的な取り組みや施策の検討に着手する際には、議会への十分な説明を行い、市民の皆さんの意見もしっかりと受け止めて、御理解を得られるようなものとするを述べさせていただき、また、今から重要な点を3点、意見として述べさせていただきます。

1、本市においては、ここ数年、大きな被害が発生している浸水への対策、待機児童対策など、取り組むべき多くの課題があり、これらの課題に優先して条例制定に取り組むことについては疑問が残るところです。また、条例制定後は文化芸術施策を進めていくこととなりますが、施策評価における市民アンケートからも明らかなおり、現時点では文化芸術の振興に対する市民の関心は低い状況にある中で、文化芸術施策に際限なく市費を投入することは、市民の理解を得られるものではありません。この点については、ほかの重要課題を勘案し、適正な予算措置を行うよう求めます。

2、条例は、作って終わりではありません。条例制定後、文化芸術事業を実施していくに当たっては、しっかりと費用対効果を検証していただくよう求めます。

3、市民の責務についての記載が条例案にあります。その内容については強制性を伴うものとするのしないよう求めておきます。

以上の3点については、条例制定後の運用に当たり留意していただきますよう強く求め、賛成討論といたします。

## 2. 議案第142号

### (1) 主な質疑項目

- ・ 美術館の寄附収受に関する議会への説明及び課題の共有の必要性について
- ・ 本議案を平成26年第1回定例会で議決する必要性について
- ・ 美術館の寄附収受に係るさらなる議論の必要性について
- ・ 寄附収受予定の美術館と周辺地域との一体的な整備について
- ・ 寄附収受予定の美術館に係る財政負担の軽減について
- ・ 美術館の寄附収受手続及びその法的問題点について
- ・ 美術館の寄附者と本市との協議経過について
- ・ 美術館の寄附者から議会への説明の可否について
- ・ 「負担付き寄附への該当条件」の詳細について
- ・ 「美術館の建設に向けた覚書」の詳細について
- ・ 他市における美術館設立までの検討期間について
- ・ 寄附収受予定の美術館の詳細について
- ・ 寄附収受予定の美術館の収支見込みについて
- ・ 寄附収受予定の美術館が開館するまでのイニシャルコストについて
- ・ 本市所有の美術品及び寄附収受予定の美術品の評価額について
- ・ 寄附収受予定の美術館における美術品の収集予定について
- ・ 寄附収受予定の美術館の建設費について

### (2) 討論要旨

#### [木村亮太委員]

本委員会に付託された議案第142号 負担付き寄附（美術館の建物）の収受についての採決に当たり、反対の立場で討論を行います。

初めに、美術館の寄贈の申し出があること自体は、大変喜ばしい話であると申し上げます。ただ、寄贈を受け、今後、市として美術館を運営していくに当たっては、現段階では懸念が多く、賛成はできないため、反対の立場で討論をいたします。

まず、昨年7月に美術館寄附の申し出をいただいてから、既に半年以上たっており、それにもかかわらず、先日来の委員会における答弁は、付け焼き刃、調査不足で、分析さえされていないことが多く、長期にわたって大きな経費が必要となる事業としての緊張感が全く感じられないと申し上げておきます。

スピード感を持って取り組まなければいけない事業もありますが、本美術館の案件については、事業の優先順位も踏まえると、しっかりと議論すべきです。実際に、他市では整備に当たって専門の委員会を立ち上げ、数年かけて議論しているところもありますが、本市においてそのような議論の形跡はありません。

また、今後の運営経費として、当初は約7,000万円とのことでしたが、本日は約7,400万円と試算されており、毎回、額が変わっています。また、公立美術館の性質上、今後、一般財源の負担が大きく膨らんでいくことが想定されます。

また、隣接している香里ヶ丘図書館をリニューアルし、指定管理者による一体管理を行うことについても言及されておりますが、具体的な工程が示されていないこと、費用削減効果についても具体的な額が示されていないこと、また利用料収入や利用人数、場合によっては費用返還があるにもかかわらず、建物価額が判明していないことなど、現段階では判断をしかねる内容が多いです。

そして、行政の事業としての優先順位ですが、文化芸術分野の重要度は市民アンケートでも常に最下位に近い事業となっております。近年の浸水被害、保育所の待機児童問題など、待ったなしの事業が積み残されている中で非常に疑問の残ることであり、竹内市政における選択と集中という言葉が大変むなしく聞こえます。

また、計画されている総合文化施設との合築提案についても、御寄附いただく方がお断りされたとのことですが、この点についても行政の又聞きのみでは理解しがたいものがあります。

その上、市として、文化芸術施策の中での美術館の位置付けについても、明確にできているとは思えず、後付けの感がぬぐえません。

枚方市は、40キロメートル圏内に、京都、奈良を初め、国立美術館だけでも4か所あり、ほかにも有名な公立・私立美術館が多数存在します。そこでは豊かな世界の名画、芸術作品がぜいたくに鑑賞でき、多くの市民の方が足を運ばれております。

年間7,400万円もあれば、借り上げバスを各施設に往復運行させ、5万人、10万人という市民が世界の名品に触れることもできます。文化芸術の観点からも費用対効果の検証が必要です。

また、負担付き寄附への該当条件が余りにあいまいであったことから、覚書を提示いただきましたが、事前に覚書がなく、議会の指摘によりようやく出てきたこと、また、期限が定められましたが、30年間はやはり長い期間です。将来にわたって30年間も大きな負担が課せられる事業に対し、まだ議論が熟しているとは思えません。

さらに、市の施設全体のありようとして、これから施設白書を作成して、施設の最適管理、総量圧縮に向けて取り組みを進めていく中で、緊急度の低い施設を新設すること、また、それに伴い総量をどうするのかについての提示がない点も問題です。

前回、中核市における市立美術館数一覧をお示しいただき、中核市の約6割が設置しているとの御説明がありましたが、実情としては、県庁所在地、または時期的にほとんどがバブル崩壊後の景気対策の一環の公共事業として整備されたも

のが多く、中にはいわゆる市民ギャラリーのようなものもあり、ベッドタウンである枚方市が、今のこの時期に美術館を整備、運営する必要性を説明しているものとは思えません。また、大阪市においては美術館統合の動きもあることを考えますと、やはり時代に即した考え方であるとは思えません。

終わりに当たり、今までの総務常任委員会等での質疑において、賛成の委員の方でも、議論の進め方について疑問を呈す方も多く、予算特別委員会の質疑でももろ手を挙げて賛成という方は少ないと感じます。また、反対を表明する委員も何が何でも美術館に反対するものではなく、行政としての将来にわたる慎重で詳細な議論がなされるべきだと指摘し、現時点では賛成できない旨を表明いたしまして、反対討論といたします。

### 〔前田富枝委員〕

本委員会に付託された議案第142号 負担付き寄附（美術館の建物）の収受についての採決に当たり、公明党議員団、民主クラブ、みんなの党市民会議、自由民主党議員団の4会派を代表し、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、寄附者が多額の私財をなげうって自ら美術館を建設した上で、これまで収集した美術品とあわせて本市に寄附していただけるというもので、本市の文化芸術活動の振興に寄与したいという尊い志に敬意を表し、これに反対まではいたしません。これから申し上げますように、幾つか非常に大きな問題点があり、これらは寄附を受ける本市の責任において必ず解決、改善を図るべきものであることをあらかじめ申し上げます。

それでは、順に申し上げます。

まず、そもそもの問題点としては、美術館を香里ヶ丘中央公園内に建設することです。

もともと、本市では、交通の便のよい枚方市駅周辺において、一定の美術館機能を備えた総合文化施設の整備が予定されていきました。そうであれば、総合文化施設建設予定地と比べて交通の便が大きく劣り、駐車場も十分に整備することができないと思われる香里ヶ丘中央公園に単体の美術館を建設するのではなく、寄附金をいただく形をとり、その寄附金を総合文化施設内の美術館機能の整備に充てるべきと考えます。

香里ヶ丘地区において美術館を建設したいという寄附者の意向があるとのことですが、本市の文化芸術活動を振興する観点からは、市内外から多くの来館者が見込めるとともに、文化ホール等との一体的な管理が可能になる総合文化施設に美術館機能を整備する手法の方がはるかにすぐれていることは明らかであり、寄附者の目的にも沿うものと考えます。

こうした意見は、この間、議員から何回も聞かれましたが、その後、美術館の建設計画が変更されることはなく、一市民が建設する美術館の敷地として市有地

を提供するかのごとき本市の姿勢には、疑問を持たざるを得ません。まずは先ほど述べたような利点を説き、粘り強く寄附者の理解を求めるべきであったと、指摘しておきます。

また、香里ヶ丘中央公園に単体の美術館を建設することにより、多額の維持管理経費が生じる点も大きな問題です。

美術館の寄附を受けることにより総合文化施設の整備経費は若干低減するものの、財政状況が厳しい中、浸水対策や子育て支援策を初め、優先的に行わなければならない施策を多数抱えている本市において、本市が美術館を直接運営することを前提に試算すれば、毎年度7,000万円前後の財政負担が想定されます。ほかの自治体の美術館を見ても、黒字での運営は容易ではなく、こうした財政負担が続けば、たとえ寄附により建設費用がかからなかったとしても、そのメリットは大きくはなく、むしろ負の遺産となる可能性の方が高いと考えられます。

この点については、本年2月の総務委員協議会で、指定管理者制度を導入し、隣接する香里ヶ丘図書館と一体的な管理運営を行うことにより経費縮減を図ると説明されました。また、先日の代表質問における市長答弁では、市民や事業者から寄附を募るような手法も検討されるとのことでした。

しかし、これらの経費縮減策は、議会の指摘を受け、後付けのようにして出てきたものであり、本来であれば、実際の収支見込みなどを含め、あらかじめ議会に対し明確に示すべきものです。そのような資料もなく、加えて、同時に寄附を受ける美術品の価額等も明確には示されないといった状況の中で、本議案に賛成せよと言われても、議会として責任ある判断はできないと、強く異議を唱えます。

さらに、この寄附には、本市が収受物件を寄附者の承認を得ないで美術館以外の用途に供した場合、寄附者から請求されれば、建設費用を負担しなければならない旨の条件が付されています。

しかし、一定の年数が経過した場合や、美術館の管理運営経費の負担がかさみ、やむを得ず閉館する場合など、今後は、行政の合理的な判断として、美術館以外の用途に供する場合も十分に考えられます。

行政の合理的な判断に基づく用途変更の場合、寄附者は承認する旨の覚書を交わすなど、直ちに適切な措置を講じるべきとの意見がこの間出されていましたが、その後、寄附者との調整の中、本日提示されたような覚書の案が示されたことは、一定評価したいと思います。

また、本年2月の総務委員協議会では、「市立の美術館をもつということは、本市のイメージアップにつながる」との説明がありましたが、美術館を持つだけでイメージアップにつながると考えているならば、それは大きな勘違いと言わざるを得ません。

新たな美術館に市内外から多くの来館者が訪れ、その方たちがすぐれた美術作品の鑑賞を楽しんでこそ本市のイメージアップにつながるものであり、すべては

今後の美術館運営に懸かっていると云っても過言ではありません。

以上、多くのことを指摘させていただきましたが、改めて、特に以下の事項について、今後、議会及び市民に明確に示していただくことを強く申し上げます。

1、7,000万円前後と言われる維持管理経費について、行政改革及び効率的な運営手法に努めることにより、具体的な財源確保策を講じること。

2、寄附者と交わす覚書に記載された事項について、確実に履行すること。

3、先進的な他市の手法を参考にするなど、あらゆる手法を通じて、市内外の来館者確保と収益性の向上を図ること。

本市におかれては、これらのことを肝に銘じるとともに、これまで申し上げた問題点について、責任を持って必ずその解決、改善を図ることを改めて強く要望させていただきます。

以上、多くの意見を申し上げましたが、冒頭で申し上げたとおり、多額の私財をなげうつ寄附者の熱い思いを受け止めさせていただき、本市の文化芸術施策の大きな核となることを期待して、賛成討論といたします。